

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海上運送法の一部を改正する法律	
担当部局	国土交通省海事局外航課	電話番号： 03-5253-8618 e-mail: mrbgkk@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年2月17日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>目的：航海命令に確実かつ速やかに従事できる船舶の確保及び日本船舶に国籍を変更するための手続の迅速化を図るため。</p> <p>内容：準日本船舶の認定制度を創設する。対外船舶運航事業者は、準日本船舶の認定の申請をしようとするとき、又は認定後に総トン数等に変更があったときは、総トン数等の測度を受けなければならないこととする。また、認定を受けた準日本船舶に係る事項に変更があったとき等は、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。この場合において、当該変更事項が認定証の記載事項に該当するときは、認定証の書換えを申請しなければならないこととする。加えて、準日本船舶を譲り受けたとき等にもその旨届け出なければならないこととする。このほか、国土交通大臣は、対外船舶運航事業者に対して、準日本船舶に係る事項等について報告をさせ、又はその職員に、事業者の事業場又は事務所に立ち入り、準日本船舶に関する物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする。</p> <p>必要性：安定的な国際海上輸送の確保のために必要とされる日本船舶450隻の確保には相当の時間を要する見込みとなっていることから、日本船舶の確保に加え、航海命令時に日本船舶に国籍変更して管轄権の競合を解消することが可能な外国船舶を早急に確保する必要がある。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 海上運送法 第39条の5(準日本船舶の認定)、第39条の7(報告及び立入検査)</p>	
想定される代替案	当該規制の内容を義務ではなく任意とするという代替案が考えられる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>総トン数等の測度を行っている間航行ができなくなるという費用及び測度手数料の負担が、事業者が生じる。これらの費用については、現行法上の費用と同じものであり、追加的な費用は発生しない。また、準日本船舶に係る事項についての国に届出を行うための費用、認定証の書換えを申請する費用、準日本船舶を譲り受けたとき等の国に届出を行うための費用が、事業者が生じる。これらについては、届出事項が容易に把握できるものであること、書類による申請をおこなうものであるから、費用は小さい。このほか、準日本船舶に係る事項について国から報告を求められた際に報告を行う費用、及び国による立入検査を受け入れる費用が、事業者が生じる。報告については、自らが運航し会社が所有する準日本船舶について行うものであること、立入検査については、準日本船舶制度の施行に必要な範囲内で、届出、報告等を補完する必要がある場合に行うものであることから、これらの費用はさほど大きなものではないと考えられる。</p>	<p>総トン数等の測度については、船舶の登録及び船舶国籍証書の交付等の条件となっていることから、転籍時に測度を受ける必要が生じるため、現行法及び当該規制案と同様の費用が事業者が生じる。変更の届出、認定証の書換え申請、準日本船舶を譲り受けたとき等の届出、及び報告・立入検査については、任意で届出を行う場合に限り、費用が事業者が生じる。</p>
(行政費用)	<p>測度官が総トン数等の測度を行う費用が、国に生じる。この費用については、現行法上の費用と同じものであり、追加的な費用は発生しない。また、変更届出事項について確認を行う費用、認定証の書換えを行う費用、及び準日本船舶を譲り受けたとき等に確認を行うための費用が、国に生じるが、いずれについても、その届出の受理等に特段大きな労力を要するものではないことから、費用は僅少であると考えられる。このほか、事業者に対し準日本船舶に係る事項について報告を求める費用、及び事業場等に立入検査を行う費用が、国に生じるが、いずれについても、特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものと考えられ、費用の増加は僅少である。</p>	<p>総トン数等の測度については、船舶の登録及び船舶国籍証書の交付等の条件となっていることから、転籍時に測度を行う必要が生じるため、現行法及び当該規制案と同様の費用が国に生じる。また、変更事項等の有無を把握するため、事業者に対し定期的に調査等を行う費用が国に発生するが、これは当該規制案における届出受理等の費用に比して大きなものとなる。加えて、法令に基づかない措置として、事業者に対し報告徴収・立入検査を行う費用が国に発生するが、これについては、当該規制案と同様である。</p>
(その他の社会的費用)	特になし。	<p>国がその時点での準日本船舶の状況を正確に把握することが困難となり、安定的な国際海上輸送を確保できなくなるおそれがある。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>準日本船舶の認定時にあらかじめ測度を行うことで、日本船舶への転籍時の測度を不要とする特例(第39条の6により措置)を設けるため、対外船舶運航事業者が自ら運航する外国船舶を日本船舶に転籍する際、速やかに転籍を行うことが可能となり、航海命令による航海に確実かつ速やかに従事できる船舶が確保できる。また、国が準日本船舶の状況を常に正確に把握することが可能となる。これは、安定的な国際海上輸送の確保のために必要不可欠であることから、当該便益は大きいと言える。</p>	特になし。

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>当該規制を行った場合、国籍変更時の手続を速やかに行うことが可能となり、準日本船舶の申請が促進されるものと考えられる。また、国が準日本船舶の状況を正確に把握することが可能となる。一方、測度に関する費用については、現行の法制度上において転籍時に生じる費用と同様のものである。また、その他の費用については、いずれも軽微なものである。以上より、当該規制の便益は当該規制の費用を上回る。</p> <p>なお、代替案については、事業者が変更及び譲渡等の届出等を行わない場合、準日本船舶の状況を正確に把握することが困難となり、安定的な国際海上輸送を確保できなくなるおそれがある。従って、代替案においては、便益が規制の費用を下回る。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成29年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施。</p>
<p>備考</p>	